

# 北方町男女共同参画プラン

～男女がともに参画し、

個性と能力が発揮できるまちづくり～



平成 2 9 年 3 月

岐 阜 県 北 方 町

# 目 次

第1章	プラン策定にあたって	1
1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの性格	1
3	プランの期間	1
4	プランの位置づけ	2
第2章	プラン策定の背景	3
1	世界の動き	3
2	国の動き	3
3	県の動き	4
第3章	プランの基本的な考え方	5
1	基本理念	5
2	プランの体系	6
3	プラン施策の体系	9
第4章	プランの内容	10
I	男女共同参画社会への意識づくり	10
1	男女共同参画意識の啓発	10
II	あらゆる分野における男女共同参画の促進	11
1	政策・方針決定過程での女性の参画拡大	11
2	家庭生活における男女共同参画の推進	13
3	地域社会における男女共同参画の推進	14
4	職場における男女共同参画の推進	15
III	男女がともに安心して健やかに暮らせる社会環境整備	16
1	男女の人権が尊重される環境の整備	16
2	男女が心身ともに健康でいられる環境の整備	19
3	高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	19
第5章	プラン推進にあたって	21
1	推進体制	21
2	計画の進行管理及び点検・評価	21

# 第1章 プラン策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

わが国において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題となっており、国際社会においても女性に対する暴力の根絶や、男女が意思決定の場へ均等に参画することが求められています。

しかし、家庭生活、地域社会、就業の場などさまざまな分野で解決しなければならない多くの問題があり、性別に基づく被害や差別、女性に対する暴力の問題が深刻化している状況です。

さらに、本格的な少子高齢社会、人口減少時代となった今、家族構成や地域のつながりなども変化してきており、家庭生活、地域社会、就業の場など様々な分野において担い手の不足などの課題が顕在化しています。こうした課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現は必要不可欠です。

このような中で、本町では、住民一人ひとりが尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進するための指針として「北方町男女共同参画プラン」を策定しました。

本プランでは、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」を目指して施策を展開していきます。

## 2 プランの性格

本町では、男女共同参画社会の実現に向けた政策を総合的かつ計画的に取り組むための指針として、国の「第4次男女共同参画基本計画」や、県の「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」を踏まえ、「北方町男女共同参画プラン」を策定しました。

## 3 プランの期間

平成29年度（2017年度）～平成36年度（2024年度）までの8年間とします。

ただし、社会情勢や国、県の行政施策の動向を見ながら、必要に応じて随時プラン内容の

検討と見直しを行います。

#### 4 プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、各分野での連携を図ります。また、国や県の考え方を踏まえつつ、本町の実情を把握した男女共同参画社会づくり推進の基本指針とします。

## 第2章 プラン策定の背景

### 1 世界の動き

昭和50年（1975年）、国連ではこの年を女性の地位向上をめざした世界的な行動を行うための「国際婦人年」として、第1回世界女性会議をメキシコシティで開催し、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」が採択されました。そして、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までを国連総会で「国連婦人の10年」と定め、「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上に向けての活動が世界的に展開され、昭和54年（1979年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。

近年では、平成22年（2010年）に国連本部で「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」等の再確認及び実施に向けた更なる行動が求められています。

### 2 国の動き

国においては、世界の動きを踏まえ、昭和50年（1975年）、女性に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和60年（1985年）には、男女雇用機会均等法の公布や民法、国籍法の改正などを経て、「女子差別撤廃条約」の批准に至りました。

平成11年（1999年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年（2000年）以降「男女共同参画基本計画」が第3次まで策定されました。

平成27年（2015年）に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクション<sup>(※1)</sup>の実行などを通じて積極的な女性採用・登用を進めることとされました。

また、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、平成27年（2015年）9月4日、官民一体となって支援を行っていくための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

※1 ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのことをいいます。

### 3 県の動き

県においては、昭和52年（1977年）に婦人問題担当の窓口が設置され、昭和54年（1979年）に「婦人問題懇話会」が設置されました。そこで昭和59年（1984年）に設置された「婦人問題推進会議」の審議を経て、昭和61年（1986年）に「岐阜県婦人行動計画」が策定されました。

平成元年（1989年）に「婦人問題懇話会」を発展的に解消し、新たに「女性の世紀21委員会」が設置されました。そこで、平成6年（1994年）に「女（ひと）と男（ひと）のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」が策定されました。

平成6年（1994年）には新たに「岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部」が設置されました。平成11年（1999年）に「ぎふ男女共同参画プラン」が策定され、国の男女共同参画社会基本法や、男女共同参画基本計画の策定を受けて、平成14年に「ぎふ男女共同参画プラン」が一部改訂されました。

平成15年（2003年）には、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定され、同年11月に施行されました。この条例により「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」が平成16年（2004年）に設置されています。

「ぎふ男女共同参画プラン」の期間終了を受け、平成16年（2004年）に「岐阜県男女共同参画計画」、平成21年（2009年）に「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」、平成26年（2014年）に「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」が策定され、関係部局が一体となった施策を推進するとともに、市町村との連携、各種団体との連携などによる全県的な女性政策の推進に努めてきました。

## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 基本理念

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、わが国では長きにわたり男女平等の実現に向けた取り組みを推し進められてきました。

ところが近年、社会経済情勢の急速な変化や少子高齢化が進行してきており、これに対応するためには、男女が互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっています。

このため、男女共同参画社会についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画社会基本法が制定されました。

男女共同参画社会基本法では、次の5つの基本理念を定めています。

#### 《男女共同参画社会基本法の基本理念》

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策などの立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

本町において、男女共同参画を実現するため、国の5つの基本理念や上位計画に基づき、次の基本理念を設定します。

「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」

これは、個人の人権が尊重され、性別にかかわらず男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、誰もがその個性と能力を発揮し、男女共同参画社会の実現に向け、豊かで充実した人生を送ることのできる社会を目指すものです。

## 2 プランの体系

男女の平等意識は高まりつつありますが、依然古くからの慣習による固定的な性別役割分担意識が根底にあります。このことから「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」を実現するにあたり、あらゆる場において男女平等意識を啓発していくことが必要です。

現状では働く女性が多いにも関わらず、家事・育児・介護などに関わる時間は女性の方が多い傾向にあるため、女性が職場や地域で活動するなどの社会的な参画が自ずと制限されています。このことから、男性が家事・育児・介護に積極的に参画する意識の醸成が求められています。あわせて、男女が平等に働くことができる労働環境づくりや育児・介護をしながらも能力に応じた働き方をしたり、復職したりできる働き方の多様性を支援する職場体制を構築する必要があります。

男女がともに参画していくためには、個性と能力が重んじられる必要があります、このことは男女共同参画社会実現の基本理念そのものでもあります。男女が互いに一人の人間として多様な生き方を認め合える社会、男女が平等に個人として尊重されるまちづくりが必要です。

このようなことから、3つの基本目標を掲げ、その目標を達成するために8つの基本方針を設定します。



## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり

男女共同参画社会の実現にあたり、これまで法律・制度などの面で様々な取り組みが行われてきました。

しかしながら今日、家庭や地域などあらゆる場において「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という性別による固定的な考え方が根強く残っており、これが男女共同参画社会の形成を阻む要因となっています。

一般的に男性に備わっているとされる統率力や判断力などを多くの女性も持ち合わせており、また、女性に備わっているとされる優しさや繊細さなどは多くの男性も持ち合わせているものです。

男女ともに家庭や地域において「男だから～、女だから～」という固定観念にとらわれずに、住民一人ひとりの多様な個性・能力・生き方を認め合えるまちづくりを目指します。

### 基本方針

- 1 男女共同参画意識の啓発

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

少子高齢化や核家族形態の多様化が急速に進んでいる今日、個人の意識やライフスタイルも変化してきています。また、女性の地位の向上を目指した国内外における様々な取り組みの中で、労働条件の改善や、女性の能力を発揮できる環境整備が進められてきています。

そのような中で今後は、男女が対等なパートナーとして家事・育児・介護を共同で担い多様な働き方ができる社会、また、女性が行政や職場、地域社会などあらゆる場に積極的に参画できる社会を目指します。

### 基本方針

- 1 政策・方針決定過程での女性の参画拡大
- 2 家庭生活における男女共同参画の推進
- 3 地域社会における男女共同参画の推進
- 4 職場における男女共同参画の推進

### 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して健やかに暮らせる社会環境整備

男女の人権が尊重されることは、男女共同参画社会実現のための基本理念です。この理念は、未だ地域に浸透しているとは言えません。

特にドメスティック・バイオレンス<sup>(※2)</sup>（以下「DV」という。）は、犯罪となる暴力も含む重大な人権侵害であり、相談件数も年々増えています。それを受けて平成14年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年4月13日法律第31号。以下「DV防止法」という。）が全面施行され、その後、DVの定義の拡大や対象となる行為の追加、保護命令制度の拡充等を目的に改正が重ねられました。また、平成25年7月の改正では、交際相手からの暴力が問題となっている状況を踏まえ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、法の適用対象とされることとなりました。今後、DVに対する認識をさらに高め、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

その他にも性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント<sup>(※3)</sup>（以下「セクハラ」という。）などの問題も、その認知度の高まりにつれ、顕在化しています。

男女ともに互いを認め合い、子どもから高齢者まで生涯にわたり人権が尊重されるまちづくりを目指します。

#### 基本方針

- 1 男女の人権が尊重される環境の整備
- 2 男女が心身ともに健康でいられる環境の整備
- 3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

#### ※2 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など、親密な関係間での身体的、精神的、性的暴力をいいます。言動の制限、強制、脅し、ののしり、無視、苦痛を与えることなども含まれています。

また、高校生や大学生など若いカップル間で起こる暴力行為をデートDVといえます。

#### ※3 セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」の意味で、相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。平成18年4月に施行された「改正男女雇用機会均等法」は、男女双方に対する性差別が禁止され、男性に対するセクハラ対策が強化されました。

### 3 プラン 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策	具体的な施策
男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり	I 男女共同参画社会への意識づくり	男女共同参画意識の啓発	(1) 男女共同参画意識に対する啓発	①男女共同参画社会に関する情報提供 ②各種講座を活用した学習機会の提供
	II あらゆる分野における男女共同参画の促進	1 政策・方針決定過程での女性の参画拡大 2 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定の場への女性の積極的参用の促進 (2) 女性の能力を発揮するための支援体制の充実	①委員会・審議会等への女性の参用促進 ②町女性職員の育成及び管理職等への参用促進 ③資格取得・技術取得に関する情報提供 ④職業能力開発に関する専門機関の情報提供 ⑤男性が積極的に家事・育児・介護に参画するための学習機会の提供 ⑥パパママ学級、乳幼児健康診査等における育児分担などの指導 ⑦育児・介護・介護休業取得の推進 ⑧多様な保育サービスの充実 ⑨放課後児童クラブの設置 ⑩ひとり親家庭における相談体制と就労支援 ⑪子ども館の充実 ⑫育児休業制度の周知 ⑬介護保険制度の理解と利用促進 ⑭介護予防・生活支援の充実
	III 男女がともに安心して健やかに暮らせる社会環境整備	3 地域社会における男女共同参画の推進 4 職場における男女共同参画の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の促進 (2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	①自治会など地域役員への女性参画の促進 ②まちづくりへの女性の参画促進 ③防災分庁への女性の参画促進 ④地域防災活動への女性の参画促進 ⑤育児・介護休業制度の周知 ⑥男女均等な学習機会の提供 ⑦相談体制の充実
		1 男女の人権が尊重される環境の整備	(1) 男女がともに働きやすい環境の整備	①被害者支援の情報提供 ②庁内連携体制の強化 ③関係機関と連携した支援 ④被害者保護の支援措置の推進
		2 男女が心身ともに健康でいられる環境の整備	(1) 男女の生涯を通じた健康管理への支援体制の充実	①町の広報・刊行物等における性別による表現の推進 ②人権尊重意識の啓発 ③セクハラ防止対策の促進
		3 高齢者等が安心して暮らせる社会環境の整備	(1) 高齢者等の社会参加の支援と啓発	①母子保健施策の充実 ②各種健康診査等の受診の推進 ③公共施設等を利用した健康づくり ④高齢者、障がい者の就労機会の拡大 ⑤バリアフリーのまちづくりの推進 ⑥高齢者、障がい者の人材確保 ⑦各種介護・障害福祉サービスの充実と情報提供



男女共同参画社会の形成には、家庭、地域、職場など社会生活のあらゆる場面で、男女が平等に選択肢を与えられ、対等な立場でその個性と能力を十分に発揮し、ともに責任を果たしていくことが重要です。

まずは、その意識の醸成と普及に向けて、幅広く広報・啓発活動を展開していくことが不可欠です。

#### (1) 男女共同参画意識に対する啓発

##### ①男女共同参画社会に関する情報提供

・広報きたがたや町ホームページを中心に男女共同参画の啓発を進めます。

##### ②各種講座を活用した学習機会の提供

・意識向上のために、男女共同参画について考える機会、学習する機会を提供します。

## II あらゆる分野における男女共同参画の促進

### 1 政策・方針決定過程での女性の参画拡大

#### <現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定の場に参画し、個性と能力を発揮し、ともに責任を担うことが必要です。

政策・方針決定の場に女性の視点を生かし、より幅広く多角的なまちづくりを行うため、またキャリアアップを望む女性はその能力を発揮する機会を提供するための改革が必要です。

#### (1) 政策・方針決定の場への女性の積極的登用の促進

##### ①委員会・審議会等への女性の登用促進

・各種委員会・審議会等への女性の登用目標比率を30%（国の審議会の女性委員登用目標数値）とします。

##### ②町女性職員の育成及び管理職等への登用促進

・職員の適性や能力を勘案し、女性職員を積極的に管理職等へ登用します。  
・女性職員が能力を十分発揮できるよう研修・講座を通して人材育成に努めます。

役職段階	職員総数 (人)	うち女性職員数 (人)	女性比率 (%)
係長相当職	15	4	26.7
課長補佐相当職	7	1	14.3
課長相当職	6	1	16.7
次長相当職	3	0	0.0

資料：総務課「各種段階にある一般行政職職員に占める女性職員の割合（平成 28 年）」

各種審議会等	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性比率 (%)
市町村防災会議	21	1	4.8
民生委員推薦会	7	2	28.6
国民健康保険運営協議会	9	2	22.2
市町村交通安全対策会議	21	6	28.6
社会教育委員会	7	2	28.6
図書館協議会	8	6	75.0
地方文化財保護審議会	5	1	20.0
市町村都市計画審議会	12	2	16.7
市町村国民保護協議会	20	1	5.0
合計	110	23	20.9

資料：総務課「地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性の登用（平成 28 年）」

## （2）女性の能力を発揮するための支援体制の充実

### ①資格取得・技術取得に関する情報提供

- ・パンフレットの窓口設置などにより資格取得・技術取得の情報提供を行います。

### ②職業能力開発に関する専門機関の情報提供

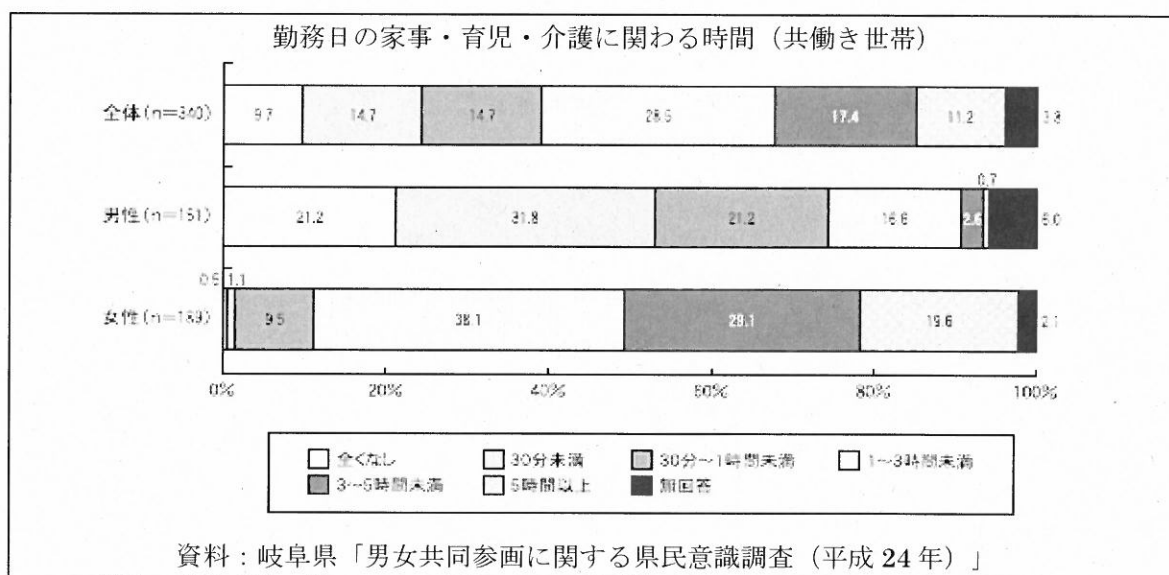
- ・職業能力開発校、岐阜県人材チャレンジセンター、ぎふ職業能力開発サービスセンター等、職業能力開発、相談業務を専門的に行っている機関の情報提供を行います。

## 2 家庭生活における男女共同参画の推進

### <現状と課題>

「男は仕事、女は家事」という固定的役割分担意識は少しずつ薄れつつあり、男性の家事・育児に対する関心が高まるなど、家庭においても男女が同等の役割と責任が期待される社会に変わりつつあります。しかし県民意識調査によると、家庭での女性の負担はまだ大きく、家事・育児・介護に関わる時間について、男女の結果に大きな差があり、現状では女性が主として家事等を行っていることが伺えます。

男女が協力して愛情あふれる家庭を築くために、家事・育児に関する知識やスキルを身につけるための学習機会の提供、子育て・介護支援体制の充実を図り、社会全体でのさらなる理解と支援を高める必要があります。



### (1) 家事・育児・介護等への男性の参画促進

#### ① 男性が積極的に家事・育児・介護に参画するための学習機会の提供

- ・男性が家庭の一員としての役割を担い、家事・育児・介護に積極的に参画する意識を高めるための学習機会を提供します。

#### ② パパママ学級、乳幼児健康診査等における育児分担などの指導

- ・夫婦一緒の参加を呼び掛けるなど、乳幼児期の子育てが母親だけの負担にならないよう、男女の共同意識の必要性についての理解を促します。

- ・父子手帳の利用の促進を図ります。

#### ③ 育児・介護休業取得の推進

- ・男性の育児・介護休業取得に対する認識を深めていくため、住民や事業主に対し

て啓発を行います。

## (2) 子育て・介護支援体制の充実

### ①多様な保育サービスの充実

・多様な就労形態に対応するため、延長保育や病児保育など、住民ニーズに合わせた対応を充実します。

### ②放課後児童クラブの設置

・昼間保護者が就労などにより家庭にいない小学生に対し、授業終了後に学習の場を設けます。

### ③ひとり親家庭における相談体制と就労支援

・ひとり親家庭などの様々な不安・悩みに対する相談窓口および職業能力向上訓練費の給付などの各種支援体制の案内を行います。

### ④子ども館の充実

・子育て中の親に対する育児相談や子育てサークルの育成・支援、子育て世代の方が交流する場の充実を図ります。

### ⑤育児休業制度の周知

・育児休業制度に関する情報を提供し、制度の定着を促します。

### ⑥介護保険制度の理解と利用促進

・住民に対し、介護が女性だけの負担にならず、家族や社会全体で支えていくものという理解を広めます。

・介護保険制度をパンフレットなどで周知します。

### ⑦介護予防・生活支援の充実

・介護を受ける人の人権を尊重し、介護予防に対する理解を深め、あわせて生活支援の一層の充実を図ります。

## 3 地域社会における男女共同参画の推進

### <現状と課題>

地域社会においては、代表者や役員などに男性が多く従事し、活動を支える細かな仕事に女性が多く従事する傾向がみられます。生活を豊かにし、お互いに支え合うための地域活動には、男女が同じ関わり方で積極的に参画していく必要があります。

まちづくりの分野にも女性の感性が活かされることにより、多様な発想が生まれ活動の活



性化にもつながり、新たな取り組みが期待できます。

また、近年の震災において、女性の意見が反映されず男女のニーズの違いに対する配慮が不十分であるなどの現状が報告されています。平常時からの男女共同参画の視点の強化が求められるとともに、防災、復旧・復興等の各段階において、女性の参画拡大が必要です。

#### (1) 地域社会における男女共同参画の促進

##### ①自治会などの地域役員への女性の参画促進

・自治会など地域における活動において、重要事項の決定過程に男女がともに参画し、主要な役員に男女を問わず就任できるよう啓発を行います。

##### ②まちづくりへの男女の参画促進

・まちづくりにおける政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、男女それぞれの立場に立った意見の収集に努めます。

#### (2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

##### ①防災分野への女性の参画促進

・防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を進め、性別による固定的な役割分担を見直すとともに、女性の視点を取り入れた防災活動を促進します。

##### ②地域防災活動への女性の参画促進

・自主防災組織・防災訓練への女性の参画を促進し、平常時から男女がともに協力して地域を守る体制づくりに努めます。

## 4 職場における男女共同参画の推進

### <現状と課題>

「男女雇用機会均等法」<sup>(※4)</sup>や「育児・介護休業法」<sup>(※5)</sup>などの改正により雇用面では男女平等に関する様々な整備が行われていますが、待遇や職務内容などの面で依然として男女格差を感じている人の割合が多く、特に女性の被雇用者が、男性が優遇されていると感じる割合が多くなっています。

出産・育児等のための育児休業の普及や離職した女性の再就職の支援が必要であるとともに、さらに核家族化が進む中、仕事と育児の両立ができる働きやすい職場環境は、男女に共通してますます必要となります。

また、高齢化の進行に伴い、男女ともに介護休業制度の需要も高まります。

これらのことから、女性が働き続けることができるよう、育児・介護休業制度をはじめと

した支援制度の啓発を行い、自営業に従事する女性に対しては、経営参画に必要な情報や知識を身につけるための学習機会の提供が必要です。

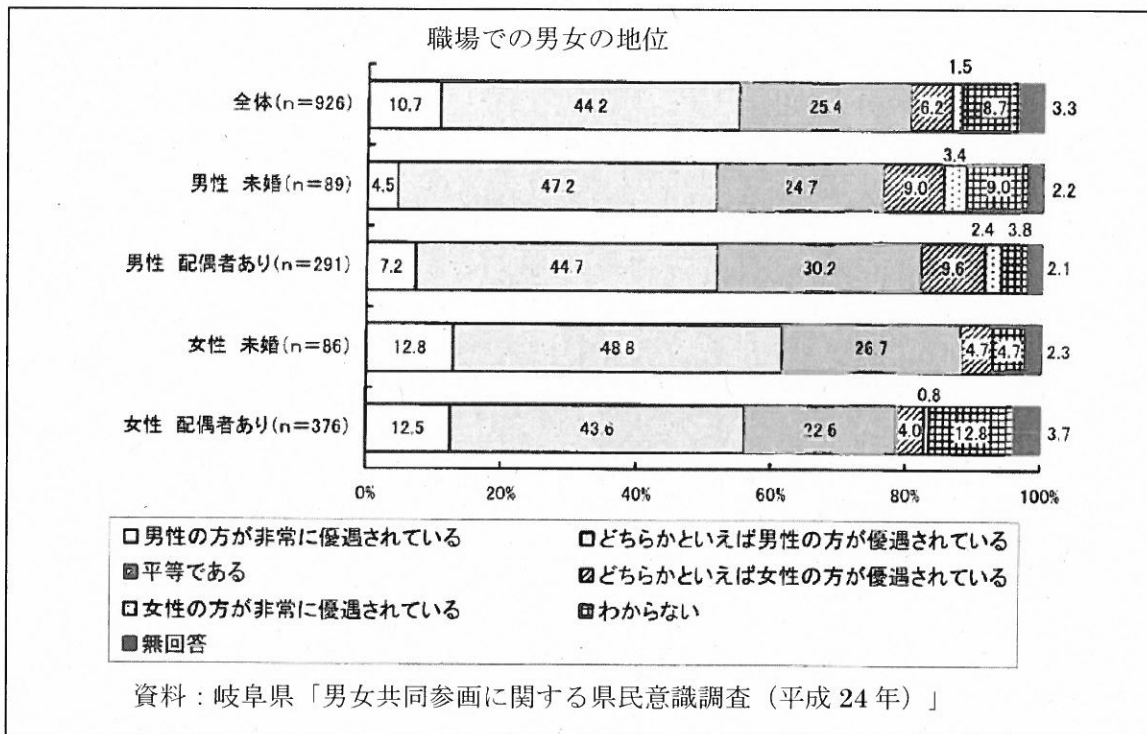
※4 男女雇用機会均等法

雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させる事を目的としたもの。

現在は、女性だけでなく男性も同じように保護の対象となっています。

※5 育児・介護休業法

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的としたもの。



(1) 男女がともに働きやすい環境の整備

① 育児・介護休業制度の周知

・ 育児・介護休業制度に関する情報を提供し、制度の定着を促します。

② 男女均等な学習機会の提供

・ 商工会を通して町内企業の事業主に対し、経営参画に必要な情報や知識を身につけるための学習機会の提供を行います。

Ⅲ 男女がともに安心して健やかに暮らせる社会環境整備

1 男女の人権が尊重される環境の整備

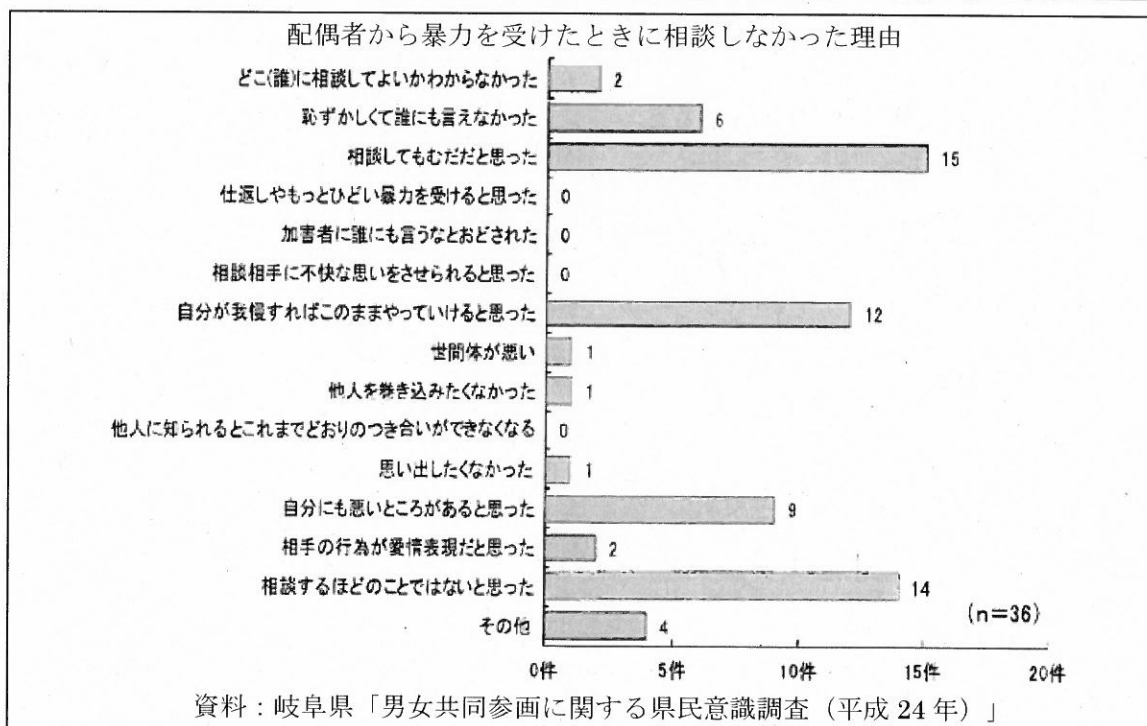
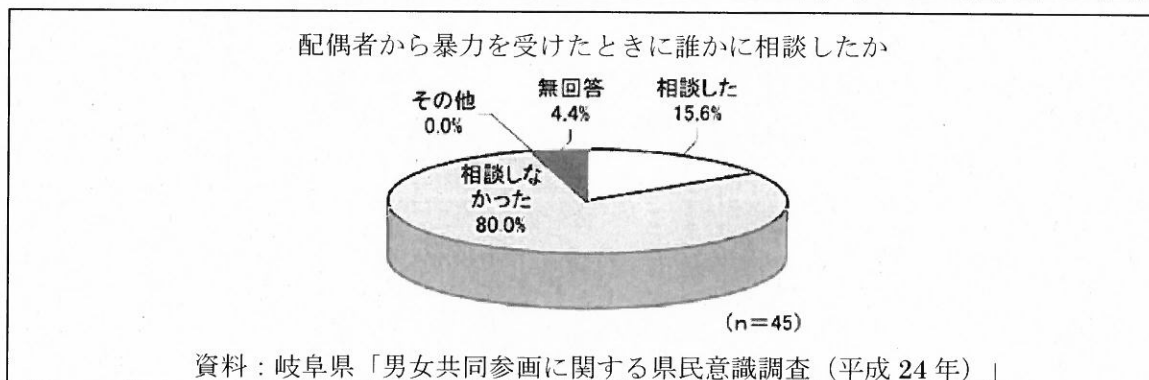
<現状と課題>

県民意識調査によると、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人は全体の2割を占めています。そして、過去5年間に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあった人のうち、「相談しなかった」人は、8割にのぼり、その理由として「相談してもむだだと思った」、「相談するほどのことではないと思った」等と回答しています。

過去5年以内に暴力を受けた経験

		この1年にあった	この2～5年にあった	5年以内にはなかった	無回答
身体的暴力	全体(n=76)	7件 (9.1%)	12件 (15.6%)	50件 (64.9%)	8件 (10.4%)
	男性(n=17)	2件 (11.8%)	3件 (17.6%)	10件 (58.8%)	2件 (11.8%)
	女性(n=55)	5件 (8.9%)	8件 (14.3%)	37件 (66.1%)	6件 (10.7%)
精神的暴力	全体(n=52)	12件 (23.1%)	10件 (19.2%)	24件 (46.2%)	6件 (11.5%)
	男性(n=18)	7件 (38.9%)	3件 (16.7%)	7件 (38.9%)	1件 (5.6%)
	女性(n=32)	5件 (15.6%)	7件 (21.9%)	15件 (46.9%)	5件 (15.6%)
性的暴力	全体(n=27)	5件 (18.5%)	6件 (22.2%)	14件 (51.9%)	2件 (7.4%)
	男性(n=3)	0件 (0%)	0件 (0%)	3件 (100%)	0件 (0%)
	女性(n=24)	5件 (20.8%)	6件 (25.0%)	11件 (45.8%)	2件 (8.3%)

資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成24年）」



暴力について正しく認識するための意識啓発や情報提供を行い、社会全体でDVは重大な人権侵害であるという認識を高める必要があります。また、DV被害者が相談や自立に向けた行動を起こせるよう、相談体制や保護体制の充実を図り、その周知に努めます。

また、DV以外にもセクハラやストーカー行為などについても、人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さない姿勢が必要です。

### (1) 相談体制の充実

#### ①相談体制の充実

- ・DV等に対する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、被害者の立場に立った電話、面接による相談体制を充実・強化します。

### (2) 被害者支援の充実

#### ①被害者支援の情報提供

- ・被害者支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。

#### ②庁内連携体制の強化

- ・DV等に関する相談・保護に対して、庁内連携体制を強化します。

#### ③関係機関と連携した支援

- ・県、医療機関、警察等関係機関と連携して、緊急一時保護、救援活動、生活援助、カウンセリングなどの支援を行います。

#### ④被害者保護の支援措置の推進

- ・DV等被害者の個人情報保護のため、関係機関と連携し住民基本台帳事務における被害者保護の支援措置を行います。

### (3) あらゆる人権擁護のための意識啓発

#### ①町の広報・刊行物等における性別にとらわれない表現の推進

- ・広報、刊行物などを作成する際に、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現に配慮します。

#### ②人権尊重意識の啓発

- ・学校や職場、家庭など、あらゆる機会に人権教育・啓発を推進します。

#### ③セクハラ防止対策の促進

- ・セクハラに対する認識を深め、防止するための啓発や情報提供を行います。

## 2 男女が心身ともに健康でいられる環境の整備

### <現状と課題>

女性は、妊娠、出産、授乳により、男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して支援していく体制を整えるとともに、男女の健康づくり、体力づくりに向けた意識啓発など、生涯にわたる心身の健康に配慮した総合的な取り組みが重要です。

#### (1) 男女の生涯を通じた健康管理への支援体制の充実

##### ①母子保健施策の充実

・母子の健康な生活を支援するため、健康診査、保健指導、相談などのサービスを充実します。

##### ②各種健康診査等の受診の推進

・受診者の拡大を図るために、受診しやすい体制づくりと受診の勧奨を行います。

##### ③公共施設等を利用した健康づくり

・スポーツを通して健康づくりができるよう、生涯学習の場における健康づくりの充実を図ります。

## 3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

### <現状と課題>

高齢化と核家族化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。また、日常生活や経済的な不安を感じ、援助を必要としている世帯も増えてきています。特に、長年仕事に邁進していた男性の中で、退職後家庭や地域にうまく馴染めず孤独感を感じている人が多いようです。家庭や地域に積極的に関わることができるよう、就労や学習機会さらに世代間の交流などに参加できる機会が必要となってきます。

また、介護に対する役割分担を見直すとともに、介護負担の軽減や介護休暇の充実など、社会全体で支える環境づくりが必要です。高齢者や障がい者が安心して社会を支える重要な一員として生きがいをもって暮らすことができるよう、社会参加を支援する仕組みづくりを進めていきます。

#### (1) 高齢者等の社会参加の支援と啓発

##### ①高齢者、障がい者の就労機会の拡大

・高齢者の雇用促進に向けて、シルバー人材センターの活動支援に努めます。

- ・地域活動支援センター「もちの木」を運営し、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。

②バリアフリーのまちづくりの推進

- ・高齢者、障がい者が暮らしやすく、利用しやすい公共施設、道路などの整備に努めます。

③高齢者、障がい者の人権擁護

- ・認知症患者や知的障がい者などが安心して暮らすことができるための成年後見制度や権利擁護などの周知を行うとともに、高齢者虐待などの人権侵害の防止に努めます。

④各種介護・障害福祉サービスの充実と情報提供

- ・援助を必要とする高齢者や障がい者が安心して暮らすことができるような各種介護・障害福祉サービスの充実と情報提供を推進します。

## 第5章 プラン推進にあたって

### 1 推進体制

このプランに基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、本町における推進体制を充実し、各種施策の適切な進行管理を行うとともに、住民及び関係団体との連携を一層強化する必要があります。

#### (1) 行政における推進体制と進行管理

関係各課等が連携を図りながら、男女共同参画の現状と問題点の把握並びに調査研究を行い、施策を企画立案し、推進体制の充実及び強化を図ります。

#### (2) 住民、県及び関係機関等との連携

この計画を効果的に推進するため、住民、県、関係機関との連携、協力体制の充実を図ります。

### 2 計画の進行管理及び点検・評価

計画期間の最終年となる平成36年度に、基本目標、基本方針、各施策の実施状況や効果などを点検、評価し、次期計画に反映していきます。



# 北方町男女共同参画プラン

平成 2 9 年 3 月

〔発行・編集〕 北方町役場 総務課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

TEL : 058-323-1111 FAX : 058-323-2963